

広島県告示第九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十条の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定によって、通知の内容を世羅町役場の掲示場に掲示した。

平成二十五年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
世羅郡世羅町大字徳市字椋目五六八の一	近藤 孝生
世羅郡世羅町大字徳市字椋目五七〇	近藤 孝生
世羅郡世羅町大字徳市字椋目五七一	近藤 孝生
世羅郡世羅町大字徳市字椋目五七七の一	近藤 孝生

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）